長崎県総合評価落札制度検討委員会設置要綱

平成20年12月26日 20建企第649号

最終改正 平成24年12月26日 24建企第494号

(目的)

第1条 長崎県が行う総合評価落札方式において、一層の公平かつ公正な実施に向け、各界有識者より 幅広く意見を聴取し、制度改善に資するため、長崎県総合評価落札制度検討委員会(以下「委員会」 という。)を設置し、その運営に必要な事項を定める。

(委員会の役割)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1)総合評価落札方式の改善等に関すること。
 - (2)総合評価落札方式の入札、契約手続等のあり方に関すること。

(委員会の委員及び組織)

- 第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、公共工事等に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議の運営及び議決)

- 第4条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の審議は、特に理由がある場合を除き公開を原則とする。なお、委員会における議事の概要 は、会議終了後速やかに公表するものとする。この場合において、公表の方法は、記者発表等により 行うものとする。

(意見の具申又は報告)

第5条 委員会は、第2条各号の事務に関し検討を行い、必要に応じ、検討結果を知事に対して報告及 び意見の具申をするものとする。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、土木部建設企画課に事務局を置き、土木部建設企画課長を事務局長とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月26日から施行する。

この要綱は、平成24年12月26日から施行する。但し、第3条3項の委員の任期にかかる規定は、 平成27年3月31日までとし、以後2年とする。

〇長崎県総合評価落札制度検討委員会設置要綱の運用について

長崎県総合評価落札制度検討委員会設置要綱第7条の規定に基づき、本要綱の運用について、必要な事項を次のとおり定める。

第2条関係

- 1. 本委員会の検討事項については、以下のとおりとする。
 - ① 総合評価落札方式の制度全般に関する事項(ただし、落札者決定基準に関する審査、個別工事における評価項目の審査・配点等の審査及び個別工事の県の評価に対する審査を除く)
 - ② その他委員長が必要と認める事項

長崎県総合評価落札制度検討委員会手続きフロー

